

象牙事業者登録の 更新はお済みですか？

特別国際種事業者登録の更新期限が近づいています

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（「種の保存法」）」が平成29年改正、平成30年（2018年）6月1日に施行されたことにより、象牙事業については届出制から登録制に変わり、**登録に有効期限**が設けられました。

この制度を管理する自然環境研究センターからの通知があった通り、満了日以降に引き続き象牙取引の事業を行う場合は**令和3年（2021年）5月31日までに必ず更新手続きを
しなくてはなりません。**更新をする方は、早めに手続きを行ってください。

公益社団法人 全日本印章業協会 ・ 全国印判用品商工連合会

**！ 更新手続きを
しないと...**

この封筒は
開封
しましたか？

象牙事業者登録に係る重要なお知らせ

更新手続きのお知らせ
（更新期限 令和3年（2021年）5月31日）
種の保存法第23条の15第1項に基づき、特別国際種事
業の登録届出事項につきましては、2018年1月31日以前に
登録届出事項を提出し、（一財）自然環境研究センター
が行っております。

一般財団法人
自然環境研究センター
特別国際種事業者登録係
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号
TEL 03-6659-3577 FAX 03-6659-6320
電話受付時間 10:00~17:00（土日祝日除く）
http://www.jwrc.or.jp/

黄色の長3封筒

**有償・無償を問わず象牙印章の仕入れ・
販売・改刻ができません！**

！ 新たに登録し直す場合は、登録免許税 90,000 円と
登録手数料 33,500 円がかかります。

**無登録で象牙取引を行った場合、
相当額の罰金や懲役を受けます**

！ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
（平成四年法律第七十五号）

**無登録や失効状態での象牙製品の彫刻・
販売によって印章業界全体が迷惑します**

！ 国際的な信用失墜にもつながり、個人が負える責任を越えた
大問題を引き起こし得ます。

更新手続きについて不明な点は、先ず下記へ問い合わせしてください。

一般財団法人自然環境研究センター 事業者登録係

TEL : 03-6659-3577 ・ FAX : 03-6659-6320
(平日10時~17時) (24時間)